

わし お じゅん いち
鷺 尾 純 一

学位の種類 博士(教育学)
学位記番号 教第73号
学位授与年月日 平成8年6月26日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項目該当

学位論文題目 重複障害児の聴力評価と聴覚補償に関する研究

論文審査委員 (主査)

教授 菅井邦明 教授 永淵正昭
教授 村井憲男

論文内容の要旨

聴覚は、環境の認知、意志の伝達、ひいては言語の習得や情緒の発達等に大きく関与する感覚器官である。従って、重複障害児の教育を行うにあたり、聴覚の機能を的確に評価しておくことは非常に重要である。また一方で、従前の欧米の研究において重複障害児に聴覚障害の出現頻度が高いことが指摘されていた。しかしながら、重複障害児の聴力測定の方法および聴覚障害が合併している子どもの聴覚補償に関しては指針とすべき研究が乏しい状況にあった。そこで本論文では、①重複障害児の聴覚障害の実体の解明、②聴力検査法の検討、③聴力障害が合併している子どもの聴覚補償の検討、④重複障害児の聴覚評価と教育的意義の考察を目的に研究を行った。第I章では、まず本論文の基礎的背景になっている「聴覚障害教育における聴覚補償と早期教育」および「乳幼児期の聴力検査法の進歩」について歴史的流れに沿って論じた。次に、重複障害児の聴力評価についての研究をレビューした。

第II章および第III章では、ダウン症児と脳性運動障害児の聴覚障害の実態を明らかにすることを試みた。

ダウン症児に聴覚障害が高頻度に出現することは欧米の研究で一部指摘されていたが、従前の日本において彼らの聴覚障害に関する研究はほとんどなされていなかった。ダウン症児に関する

本研究の主な成果として以下のことを挙げるができる。①聴覚障害の出現頻度が高いこと（両側に聴覚障害を疑われたものは35%）を、幼児聴力検査として信頼性の高いピープショウテストと、電気生理学的手法である聴性脳幹反応聴力検査（ABR）の両面から示した。②聴覚障害の程度としては、軽度ないし中等度難聴が大部分を占めた。③高頻度に合併するとされる滲出性中耳炎のスクリーニングとしてティンパノメトリが有効であった。④聴覚障害が疑われたもののうち、70%以上は聴力検査をするまで気づかれずにいた。

脳性運動障害児では、幼児聴力検査で聴力閾値の推定が困難な子どもたちの割合が高く、彼らにはABRによって聴力閾値を推定した。その結果、聴力障害を疑われたものは、高頻度（18%）であった。

第IV章および第V章では、各種聴力検査を重複障害児に適用する際の諸問題、すなわち、聴力検査の適用年齢、検査結果の信頼性と制度、聴力検査を行う事の教育的意義等について検討した。第IV章でABRについて、第V章で、幼児聴力検査についてその適用に関する研究を行った。

ABRに関しては、中枢性障害を有している子どもたちに適用する際に結果の解釈には十分な注意が必要であることを認識した上でなお、幼児聴力検査で閾値推定が困難な子どもに対する聴覚障害の診断に一定の客観的データを提供できることを示した。

幼児聴力検査の適用に関しては、ダウン症児に乳幼児期から継続的に実施して、条件詮索反応聴力検査（COR）およびピープショウテストの検査可能時期について暦年齢と発達年齢の両面からガイドラインを示した。CORは暦年齢で1歳0ヶ月から、ピープショウテストは2歳半過ぎから検査可能子どもが多くなった。また、重複障害児の聴力検査の記録方法について、検査音の一つひとつの刺激に対する反応を記録に残すという「オーディトリレスポンスグラム」の利用を提唱した。検査音の種類（幼児向けの音楽や社会音なども含む）や音の強さによる反応の変化の記録は、教育活動に有用な情報を提供することになった。

第VI章ではダウン症児を対象に聴覚補償に関する研究を行った。聴力検査を継続的に実施してきた事例について、聴力変動の実際とその間に示された養育者の心理状況を分析し、さらに補聴器を装用しているダウン症児の養育者15名にアンケートを実施して、聴覚補償に関わる心理的側面の影響を検討した。その結果、①聴力変動がある場合には、補聴器の装用を躊躇させられることが少なからずあるが、継続して聴力の監視を行い、養育者と共に聴力の状態を確認しながら、療育を進める必要がある、②聴覚障害の診断がなされたときには、療育担当者が聴覚補償に対する方針を明確にすることで養育者の不安をやわらげることができる、③聞こえの状態を養育者が熟知することが適切な聴覚補償につながることを示した。

最後に第VII章では本論文の総括として、①重複障害児の聴覚障害の実態把握、②重複障害児に対する聴力検査の適用、③聴覚補償、④教育活動としての聴力検査の意義、の観点から総合的な

考察を行った。特に、聴力評価を通じて、子どもたちに外界の音刺激に対して主体的に応答していくことができるように関わるのが教育的営みとして重要であると指摘した。

論文審査結果の要旨

本論文は、重複障害児の聴覚障害の実態を明らかにする一方で、彼らを対象とした幼児聴力検査および電気生理学的聴力検査と、聴覚障害合併児に対する聴覚補償を体系的に検討したものである。

第I章では、本論文の問題所在を明らかにするため、聴覚障害児の早期教育と聴覚補償の役割および聴力検査法の進歩について文献考察を行い、そのうえで重複障害児の聴力評価に関する先行研究を教育的視点から概説している。

第II、III章は、ダウン症児と脳性運動障害児の聴覚障害の実態について研究を行い以下の知見が得られている。

1) 各種幼児聴力検査および電気生理学的手法であるABRを組み合わせることにより信頼性の高い聴力評価が可能になることを明らかにした。その上で、ダウン症児、脳性運動障害児ともに聴覚障害が高頻度に出現することを示している。

2) 滲出性中耳炎のスクリーニングとしてティンパノメトリが有効であることを示し、脳性運動障害児と比較して、ダウン症児の聴覚障害には伝音障害が多いことを明らかにしている。

第IV、V章では、各種聴力検査の重複障害児への適用に関する研究を行い、さらに聴力検査を実施することの教育的意義について考察している。主な知見は以下のごとくである。

1) 幼児聴力検査の各種法の適用年齢に関して、発達年齢を加味する必要性を明らかにし、そのガイドラインを提供した。また幼児聴力検査で閾値推定が困難な子どもに対しては、ABRを利用することで有用な資料が得られることも示した。

2) 聴力評価法として、音刺激に対する子どもの反応状況を記載する新しい方法（オーディトリレスポンスグラム）が提唱されているが、これは教育活動に有用な情報を提供するものであった。

第VI章は聴覚障害を合併する子どもの聴覚補償に関する研究であり、ダウン症児を対象に、補聴器装用に対する養育者の心理的側面の影響を分析している。そして重複障害児の聴覚補償を進める際に、聞こえの状態を行動観察から具体的に知ることが常に重要であると指摘している。

これまで重複障害児の聴力評価についての体系的な研究はほとんど行われなかった。本研究は近年の聴覚障害の診断技術の進歩を背景に、幼児聴力検査の各手法および電気生理学的方法を組み合わせることで、聴覚障害の実態を解明したことは高く評価できる。また、聴

力評価を教育的配慮の実践に役立てる目的で発想された「オーディトリレスポンスグラム」は興味深く、今後の研究の発展に大きく寄与するものである。

よって博士（教育学）の学位を授与するに相当と認める。